

新潟高教組

速報

発行所/新潟県高等学校教職員組合
新潟市中央区川岸町2-11/TEL
(265)4151 / FAX(231)1036 /
1部10円(購読料は組合費に包含)

発行人 吉田 裕史
遠藤 丞

2022.07

「査定昇給制度」
制度概要と運用検証結果

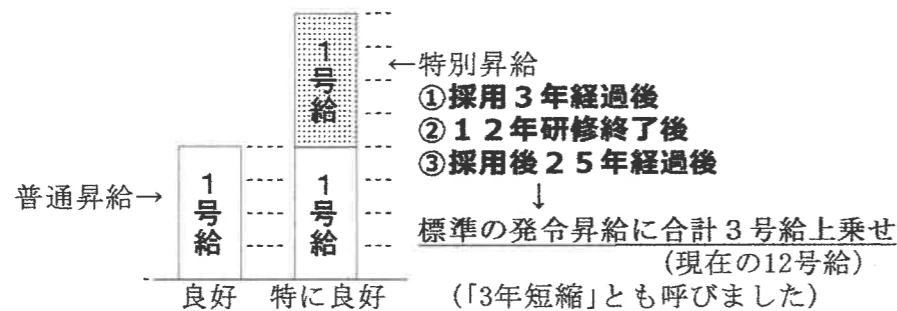
査定昇給 経過と運用検証結果

2009年度より、それまでの特別昇給制度が廃止され、勤務成績等に応じた昇給(いわゆる「査定昇給制度」)が運用されてきました。新教連(新潟県教職員組合連合会、新教組・新高教で構成)は、労使確認事項が履行されているかどうか、運用結果の資料を当局に提出させ、検証作業を行っています。

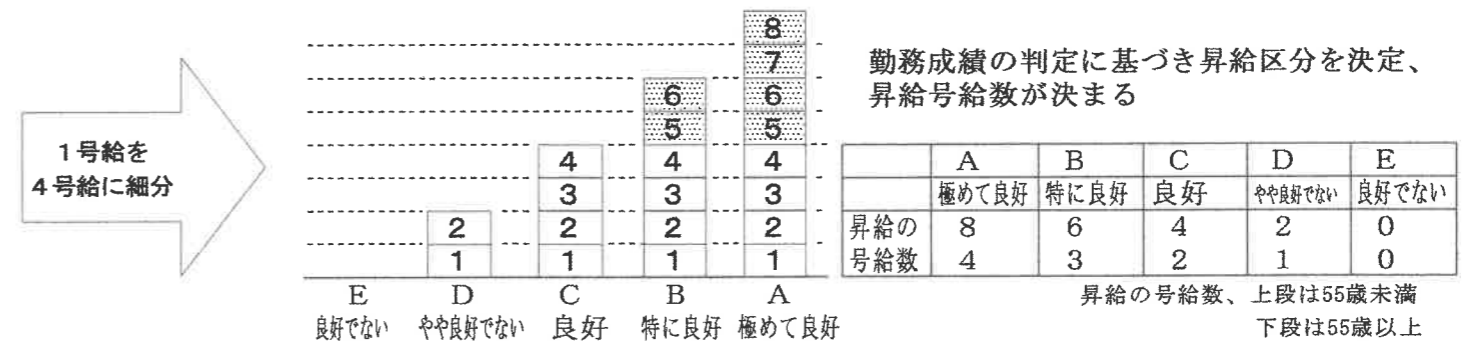
2014年の地方公務員法改正により人事評価を人事管理の基礎として活用、勤務成績を反映した給与とするよう求められましたが、「昇給」については「査定昇給制度」を踏襲することを2015年の地公労秋年末確定闘争で確認しています。「査定昇給制度」の内容、労使確認事項、今回(2019年1月1日の昇給)の検証結果、今後の課題等について報告します。

【1】特別昇給制度から査定昇給制度へ (経過を振り返る)

2009年12月までの昇給制度



2010年1月からの昇給制度



「査定昇給制度」の運用にあたり、地公労(新潟県地方公務員労働組合共闘会議、県職労・新教組・新高教で構成)は当局との交渉を行いました。当初の提案は昇格や研修等の基準によるB昇給が2~3回、それ以外は所属長による推薦が3~4回となっていました。所属長推薦の恣意的運用を排除し、従前の特別昇給制度と同等の昇給効果(以前の3号給=現在の12号給)を求めた結果、より確実な基準(いわゆる「柱立て」)を中心とした制度構築を実現しました。

【2】「査定昇給制度」の柱立て (制度の概要/22年6月時点)

教諭・養護教諭	実習教員	行政職	技能労務職員
所属長推薦②	所属長推薦②	所属長推薦②	所属長推薦②
免許更新②	習熟度見合い②	補佐級昇任②	5級昇格②
★所属長推薦② (12年研5年)	★所属長推薦② ※中堅研修 10年(職業科) 5年(理科)	係長等任用②	4級昇格②
12年経験者研修④	2級昇格②	主査任用②	中堅研修④
6年次(5年)研修②	中堅研修④	係長級昇任④	3級昇格②
2年次研修② (学級経営講座等)	5年経験者研修②	2級昇格②	2級昇格②

「所属長推薦」

以下の推薦事由に該当する職員を、所属に割り当てられた人数枠内で所属長が推薦するもの
①繁忙度、緊急度、困難度が高い業務を遂行し、高く評価できる成果を挙げた。
②組織における重要度が高い業務を遂行し、組織としての成果の向上に顕著な貢献をした。
③高度の知識経験等を必要とする業務を適切に遂行し、顕著な業務処理能力の伸長が認められる。

「★所属長推薦」

各所属で「12年経験者研修」を終えて教諭・養護教諭・実習教員(理科)5年以内、実習教員(職業科)10年以内の職員リストを当局が所属長に示し、これまで一度も「所属長推薦」によるB区分の昇給発令を受けていない者を、割り当てられた人数枠内で所属長が推薦する

たとえば、教諭では「学級経営講座」から「免許更新」までで昇給の上乗せ分は12号給(②+②+④+②+②)となり、従前の特昇制度と同等の効果となります。

表中の丸数字は発令により上乗せされる号給数

②はB区分(6号給)=標準4号給+②号給、④はA区分(8号給)=標準4号給+④号給

【3】「査定昇給制度」運用にあたっての労使確認事項

- ①「査定昇給制度」の導入は職員の給与水準を上げ下げするものではない(従前の特別昇給制度「原資25%=職員数の4分の1」を使い切る)。
- ②特定の職員、特定部署の職員が連年で上位区分発令を受けるような運用は行わない。
- ③年齢に比して著しい給与差が生じるようなことはない。
- ④1回の「所属長推薦」による上位区分発令効果はその後4~5年にわたるものと考えている(「所属長推薦」で上位区分発令を受けた者はその後4~5年は推薦されないということ)。
- ⑤組織の「下支え」として尽力している職員にも光が当たる運用を行う。
- ⑥「習熟度合い」を反映する運用を行う(新たな柱立て)。

【4】「査定昇給制度」運用の検証結果推移

○「査定昇給制度」全体の運用推移

発令年月日		15.01.01	16.01.01	17.01.01	18.01.01	19.01.01	20.01.01	21.01.01	22.01.01	22.01.01	
年度		14(H26)	15(H27)	16(H28)	17(H29)	18(H30)	19(R01)	20(R02)	21(R03)	市町村立	県教委全体
A区分	人数	156	119	130	115	64	63	60	51	232	283
	割合	3.0	2.3	2.6	2.3	1.3	1.3	1.28	1.12	2.67	2.14
B区分	所属長推薦	362	284	437	447	530	513	527	488	936	1,424
	昇任・研修等*1	484	495	519	589	456	455	388	352	1,233	1,585
	移行措置*2	322	289	163	7	7	0	4	1	0	1
	計	1,168	1,068	1,119	1,043	993	968	919	841	2,169	3,010
A・B区分計	人数	1,324	1,187	1,249	1,158	1,057	1,031	979	892	2,401	3,293
	割合	25.4	22.9	24.8	23.4	21.9	21.9	20.83	19.66	27.6	24.88
原資25%との差(人数)*3		20	-109	-9	-82	-149	-147	-196	-243	226	-17

*1 「昇任・研修等」はいわゆる「柱立て」による昇給「へき地・特勤勤務経験」および「習熟度見合い」を含む

*2 制度移行に伴い、従前の特別昇給に該当しているが、昇給発令を受けていない職員に対する救済措置

*3 実際に発令された人数と、原資25%に当たる人数の差

○「所属長推薦」の運用推移

		15.01.01		16.01.01		17.01.01		18.01.01		19.01.01		20.01.01		21.01.01		22.01.01		
		14(H26)		15(H27)		16(H28)		17(H29)		18(H30)		19(R01)		20(R02)		21(R03)		
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
年齢別	～24	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	0.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	25～29	0	0.0	2	0.7	3	0.7	4	0.9	6	1.1	18	3.5	15	2.9	11	2.3	
	30～34	7	1.9	7	2.5	16	3.7	21	4.7	28	5.3	26	5.1	37	7.0	22	4.5	
	35～39	43	11.9	29	10.2	38	8.7	61	13.7	72	13.6	53	10.3	34	6.5	53	10.9	
	40～44	68	18.8	54	19.0	74	16.9	75	16.8	86	16.2	79	15.4	67	12.7	54	11.1	
	45～49	91	25.1	42	14.8	73	16.7	101	22.6	106	20.0	81	15.8	92	17.5	111	22.8	
	50～54	105	29.0	96	33.8	144	33.0	97	21.7	147	27.7	156	30.4	146	27.7	122	25.0	
	55～	48	13.3	54	19.0	89	20.4	85	19.0	85	16.0	100	19.5	136	25.8	115	23.6	
平均年齢	47.5		48.1		48.5		48.5		46.9		47.3		48.0		47.9			
性別	男	239	66.0	193	68.0	276	63.2	277	62.0	320	60.4	310	60.4	59.6	318	60.3	289	59.2
	女	123	34.0	91	32.0	161	36.8	170	38.0	210	39.6	203	39.6	40.4	209	39.7	199	40.8
職種別	行政職	14	3.9	13	4.6	44	4.1	22	4.9	27	5.1	10	2.0	28	5.3	10	2.1	
	教育職	333	92.0	264	93.0	1033	95.7	417	93.3	493	93.0	501	97.7	487	92.4	473	96.9	
	技労職	15	4.1	7	2.5	3	0.3	8	1.8	10	1.9	2	0.4	12	2.3	5	1.0	

分析と課題

- 所属長推薦 2 回目の発令あり（県立317人、市町村444人くらい）所属長推薦を未だ受けていない職員がいることから特定の職員に偏ることがないように検証していく
所属長推薦の未発令者数は県立約340人、市町村立約1,540人の合計約1,880人
- 50～54歳での発令が増加しているのは、55歳以上の発令は昇給に抑制がかかることから
- 県立19.66% 市町村立27.6%と昨年に引き続き発令割合に差がある。（市町村立で12年研等で昇給する人数が多かった。年齢構成の差が影響 ※所属長推薦だけで見ると差はない）
- 原資25.0%に対して県教委全体では24.88% 枠を使い残すことなく昇給発令を行うことを求めていく
- 所属長推薦の発令は管理職による恣意的な運用につながりかねないことから、新たな「柱立て」について検討する必要がある
- 「職員の給与水準を上げ下げするものではない」という趣旨に基づき、特定の職員だけが複数回の推薦を受けることのないよう検証していくことが必要
- 生涯賃金に影響することからも、早い年代で上積みの昇給を得られるような観点を県教委に対して求めていく（12年研修後5年以内に推薦）
- 行政職は昇任・昇格などの推薦機会があるが、教育職はその機会が乏しいことから、運用の工夫を求めていく
- 教員免許更新の柱立てについて、22年7月1日より廃止となったため、早期に検討を行う必要がある。
- 対象教職員数は全体で13,238人（県立4,538人・市町村立学校8,700人）